みんぱくリポジトリ
国立民族学博物館学術情報リポジトリ National Museum of Ethnolo

The Rights of Indigenous Peoples as Applied in the Context of the Principle of Free, Prior and Informed Consent

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2010-02-16 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 苑原, 俊明 メールアドレス: 所属:
URL	https://doi.org/10.15021/00003955

国立民族学博物館研究報告32(1): 63-85 (2007)

先住民族の権利
――事前の自由なインフォームド・コンセント原則との関連で――

苑　原　俊　明*

The Rights of Indigenous Peoples as Applied in the Context of the Principle of Free, Prior and Informed Consent

Toshiaki Sonohara

先住民族と密接につながる土地において，これらの民族の文化・生活に多大な影響を及ぼす大規模開発事業が世界各地で計画または実施されている。一方で先住民族は，所有または占有する土地と天然資源に対する権利および自決権などの権利の承認と保護とを，国家および国際社会全体に対して主張してきている。そしてその文化と土地に影響するような大規模な開発行為に際して，関係民族がその権利の尊重と保障を求め，その実施のために当該開発行為に関する当該民族による事前の，自由なインフォームド・コンセント（FPIC）原則を関係当事者が履行するよう主張している。

本稿はこのFPIC原則の意義および具体的な内容に関して，最近までの国連その他の国際的フォーラムでの議論と関係法文書の概要ならびに地域的国際人権保障機構での事例を分析して同原則の法的な展開を追跡することを目的とする。

Many large-scale development projects have been planned and carried out in lands which indigenous peoples have traditionally occupied, owned or used. These projects often adversely affect the lives and cultures of the peoples caught up in the process. However, indigenous peoples and their organizations have maintained that their rights to the land and natural resources should be recognized and respected by the State concerned as well as by the international community as a whole. In particular, they demand that their

*大東文化大学法学部

Key Words：indigenous peoples, development, Working Group on Indigenous Populations, principle of free, prior and informed consent, international human rights law

キーワード：先住民族，開発，国連先住民作業部会，事前の，自由なインフォームド・コンセント原則，国際人権法

rights should be safeguarded in cases where the negative effect of the development project is so grave that their distinct culture and identity or physical survival is at risk. In such cases, respect for, and realization of, their free, prior and informed consent towards the development is the most fundamental principle. This article aims to highlight the legal development of the principle through a comparative analysis of the relevant cases as well as authoritative texts and documents in international human rights law.

1　はじめに
2　国際開発援助機関と FPIC 原則
2.1　世界銀行
2.2　国際協力銀行
2.3　国際協力機構
3　国連での議論
3.1　国際労働機関（ILO）第 169 号条約
3.2　先住民族の権利に関する国連宣言
3.3　2001 年ワークショップ
3.4　2003 年ワークショップ
3.5　国連先住民作業部会
3.5.1　予備作業文書
3.5.2　補充作業文書および指針案
3.6　先住民族問題常設フォーラム
4　結語

1　はじめに

岩崎・グッドマン・まさみ北海学園大学教授は，カナダ先住民族たるイヌビアルイトについての論文において，その伝統的な居住地域に影響を及ぼす天然ガス・パイプライン建設計画（Mackenzie Valley Pipeline）の帰趨に触れている（岩崎 2005）。

当該計画に関して連邦政府の任命した Thomas Berger 特別調査官が，1974 年より 1977 年にかけて現地調査を実施し，1977 年に建設の中止を勧告する報告書を発表した（Berger 1988）。これを受けて連邦政府は計画を中止したのであるが，岩崎教授によると，イヌビアルイトは 1984 年に政府と締結した協定により「土地およびその他の諸権利」を獲得し，これを基礎に「将来の安定した豊かな暮らし」を求め，90 年代後半に再度持ち上がった建設計画に参加するために組織を立ち上げ，2001 年の石油会社との間で合意に達した，という（岩崎 2005: 243–244）。

このように世界の先住民族は，伝統的に占有または利用してきた土地とその環境に影響する，資源・エネルギーなど経済的および社会的開発の問題に直面している。

先住民族の人権状況に関する特別報告者 Rodolfo Stavenhagen 氏は，2003 年に国連人権委員会宛てに提出した報告書において，大規模開発プロジェクト[1] が先住民族の土地で遂行される場合にこれらの者の生活条件へ不可避的な影響を与えること，それが時には利益をもたらすこともあるが，しばしば破滅的な影響を与えるという認識に立ちいくつかの事例を取り上げて調査・研究を行った（United Nations Commission on Human Rights 2003a）。

その結論および勧告の一部は次のとおりである。

「先住民族の地域で開発プロジェクトが遂行される際には，先住民族および共同体の人権が最優先事項とみなされるべきである。政府が当該地域における開発プロジェクトの目標，コスト，便益を考慮する際に――特に大規模な民間または公共の投資が意図されている場合に――先住民族の人権を不可欠の配慮要素としてみなさなければならない」そこで「先住民族地域に影響を与えるいかなる開発プロジェクトまたは長期戦略について，その企画，実施および評価の段階で先住民族共同体を，ステークホルダー，受益者および全面的な参加者として関与させるべき」とし，「当該戦略およびプロジェクトの必要な前提条件」として，「先住民族および共同体の自由で，事前のインフォームド・コンセントおよび自決の権利」を挙げる（United Nations Commission on Human Rights 2003a: 24–25）。

大規模な開発プロジェクトが先住民族に対して与える否定的な影響として同報告者は，先住民族の伝統的な土地・領土の喪失，立ち退き，移住と再定住，物理的および文化的な生き残りに必要な資源の枯渇，環境破壊および汚染，先住民族社会および共同体の解体，長期にわたる健康ならびに栄養面での否定的な影響，そしていやがらせや暴力を挙げている（United Nations Commission on Human Rights 2003a: 2）。こうした悪影響を回避し，緩和させることはとりもなおさず先住民族の人権を尊重するということにある。そこで報告書は先住民族の「自由で，事前のインフォームド・コンセント」（free, prior and informed consent，以後 FPIC）という原則を示し，開発プロジェクトに関して関係する民族とその組織との間で政府が「コンセンサス」を得られるよう協力関係を作ることに言及する（United Nations Commission on Human Rights 2003a: 23, 25）。では FPIC 原則とは何か。その国際人権法上の地位は何か。これらの問題について関連する国際法文書および資料，そして地域的国際人権保障機構での事例を分析して考察を行うのが本稿の目的である。

2　国際開発援助機関と FPIC 原則

2.1　世界銀行

前述の国連特別報告者の報告では，世界銀行など国際開発援助機関が資金の支援というかたちで大規模開発プロジェクトを促進する役割を果たしていることに鑑み，その先住民族関連の政策文書の改定作業が重要な意味を持つと指摘していた（United Nations Commission on Human Rights 2003a: 23）。そこで本項では世界銀行（以後，世銀）の政策文書の見直しと，FPIC 原則との関連について考察する。

1991 年の先住民族に関する業務指令では，先住民族が「社会の多数派のために開発の過程において不利益を被りやすくさせられている」との見地から，「開発過程において，その尊厳，人権および文化的独自性が十分に尊重されるよう促すこと」を指令の目的として明示していた。そして世銀の方針は，「先住民族に関係する問題に取り組むための戦略」が先住民族自身の「情報を得た上での参加」に基づいていなければならないとされた（世界銀行 1993: 32–33）。

ところがこの指令は，先住民族の権利にかかる国際基準の進展を十分に反映していない問題点をもつ。事実，世銀が指令の改定作業において協議を実施した際に先住民族側からは，同指令の改定案すら「先住民族に適用される国際的な人権基準」を支持していないとの指摘を受けた，とされる（United Nations Commission on Human Rights 2003a: 23）。

こうした国際的な人権基準のなかで主要なものは，先住民族の土地および資源に関する権利，自決の権利のほかに FPIC 原則である。FPIC 原則は，単なる「情報を得た上での参加」だけではない。

指令の改訂版である，先住民族に関する業務政策文書が 2005 年に採択された。この文書では，「開発が先住民族の尊厳，人権，経済および文化を全面的に尊重することを確保すること」で貧困撲滅と持続可能な発展という銀行の任務に寄与するとの見地に立つ。そして借受人に対しては影響を受ける先住民族共同体との「自由で事前の，情報を得た上での協議」を義務付けて，協議の結果，影響を受ける者からの当該プロジェクトについて「広範な共同体による支持」がされた場合にのみ，世銀からの資金提供がなされる，とする（World Bank 2005）。

この「自由で事前の，情報を得た上での協議」とは，文書の脚注によると「プロジェクトの策定および履行に関して意味のある，誠実な協議ならびに情報を得た上で

の参加の後の文化的に適切な集団的意思決定の手続き」とされる。しかしながら協議の手続きは，「個人または集団による拒否権を構成しない」という留保がついている（World Bank 2005）。従って新しい世銀の政策においても，先住民族自身による「同意」の権利は保障されていないことになる。

これとの比較で興味深いのは，2004 年 1 月に世銀宛に提出された「より良い均衡を保つ：世銀グループと採掘産業」と題する報告書である（World Bank 2003）。これは石油，ガスおよび鉱山開発（採掘産業）の分野での世銀の役割について見直すため調査・研究したものであるが，その報告書のなかで先住民族の人権尊重と FPIC 原則を世銀の方針とするよう勧告したのである。

人権の尊重について報告書は，借受人に批准済み人権条約と慣習法に基づき尊重の義務があるとする一方で，世銀自体にも国際法上の主体として同じく尊重義務がある，とする。先住民族には特に，土地・資源への権利，強制的な立ち退きを受けない権利の他に FPIC への権利が認められる。

そこで報告書は，開発で影響を受けるステークホルダーおよび先住民族に対して意思決定への参加の権利ならびにプロジェクトのどの段階においても FPIC を付与する権利を認め，銀行には借受人が先住民族との間で FPIC を得るべく同意形成の手続きに関与することを確保するよう勧告した（World Bank 2003: 43, 50）[2)]。

2.2　国際協力銀行

2002 年 4 月，日本の国際協力銀行は「環境社会配慮確認のために国際協力銀行ガイドライン」（以後，指針）を策定した。その前書きで「環境社会配慮」を「自然のみならず，非自発的住民移転や先住民族等の人権の尊重他の社会面を含む環境に配慮すること」と定義されている。そしてこの指針に従い同行は，プロジェクトが「適切かつ十分な環境社会配慮」を行っているかどうか「環境レビュー」を実施するものとされる（国際協力銀行 2002: 1, 4）。

そして指針では，プロジェクトで先住民族が影響を受ける際に「先住民族に関する国際的な宣言や条約の考え方に沿って，土地および資源に関する先住民族の諸権利が尊重されるとともに，十分な情報に基づいて先住民族の合意が得られるよう努めねばならない」とする（国際協力銀行 2002: 14）。合意の「自由で，事前の」という要件が欠けており，また努力規定となっている点が FPIC 原則と異なる。

2.3　国際協力機構

2004 年 4 月，独立行政法人国際協力機構（JICA）は，「JICA 環境社会配慮ガイドライン」を策定した。このガイドラインでの「環境社会配慮」は，「基本的人権と民主的統治システムの原理に基づき，幅広いステークホルダーの意味ある参加と意思決定プロセスの透明性を確保し，このための情報公開に努め，効率性を十分確保し」実施されるという（国際協力機構 2004: 1）。またガイドラインでは，事業実施に当たり JICA が「国際人権規約をはじめとする国際的人権基準の原則を尊重する」こと，特に先住民族など「社会的に弱い立場にあるものの人権」につき特別に配慮することが規定されている（国際協力機構 2004: 9）。ただ，このガイドラインにおいても，先住民族に関して FPIC 原則を特に保障する規定を欠いている。

3　国連での議論

3.1　国際労働機関（ILO）第 169 号条約

ILO は 1989 年に先住民族に関する条約を改定した。その第 169 号条約は，先住民族の土地および天然資源に対する権利を認めた上で（第 14，15 条），その土地に影響を及ぼす開発過程につき「自己の優先事項を決定し，かつ，自己の経済的，社会的および文化的開発を可能な範囲で統制する権利」があること，そして民族に直接影響する「開発計画ならびにプログラムの立案，実行および評価に参加」すべきことを定める（第 7 条 1 項）。また政府は，適切な場合に立案された開発が先住民族に及ぼす「社会的，精神的，文化的および環境への影響」を評価するため，関係民族との「協力」の下で影響評価の調査を行うことが求められる（同 3 項）（トメイ，スウエプストン 2002）。

さらに鉱物資源などの資源の開発との関係で「国が鉱物または地下資源の所有権，もしくは土地に属するその他の資源についての権利を保有する場合には，政府は，これらの民族の土地に属する当該資源の探査もしくは開発のための計画に着手しまたは認可する前に，これらの者の利益が損なわれるかどうか，またどの程度に損なわれるのか確認することを目的として，これらの民族と協議するための手続きを確立し維持しなければならない」と定める（第 15 条 2 項 1 文）。インフォームド・コンセントではなく「協議するための手続き」に言及している一方で，「計画の着手または認可」より前の手続きと位置づけ，事前という要件を課している。さらに同条では，先住民

族が「可能な限り，これらの活動の利益に参加」することも求めている（同 2 文）。

一方で強制的な立ち退きについて条約は，「これらの民族の居住地の移転が例外的な措置として必要とされる場合には，居住地の変更は，これらの者の自由でかつ十分な情報を受けた上での同意を得た場合にのみ行われる」（第 16 条 2 項）と定め，「事前性」を除いた FPIC 原則を規定している。

ILO が出版した条約の解説（手引き）によると，第 15 条 2 項でいう先住民族の「参加」とは条約第 6 条とあわせて解釈されるものであって，先住民族に影響する「決定での真の発言権を与えるための協議，参加および効果的な措置」，とりわけ開発活動の「実施の是非に関する決定への参加」を保証すること，と解されている（トメイ，スウエプストン 2002: 34）。

では前述の第 7 条に基づき，先住民族は開発プロジェクトに対して「同意」しない権利，いわゆる「拒否権」を行使できるか。条約の手引きによれば，この「拒否権」は認められていない。同条で要求されているのは，関係する民族が「その考え方を表明する権利，決定に影響を及ぼす権利を有するような実際的な協議」だとされるのである（トメイ，スウエプストン 2002: 24–25）。

3.2　先住民族の権利に関する国連宣言

国連人権委員会の下部機関である人権小委員会の「先住民に関する作業部会」（Working Group on Indigenous Populations）は，1985 年から先住民族の権利に関する新しい国際基準づくりに取り掛かった。1993 年に同作業部会での合意を得た後，人権小委員会を経て 1995 年より人権委員会で検討が積み重ねられた「先住民族の権利に関する国連宣言案」は，2006 年に人権委員会に代わり設置された人権理事会の場で採択され，同年の国連総会へ付託された。2007 年 9 月 13 日，総会は一部修正の上この宣言を採択した

この国連宣言は，土地および資源への権利に関連した他の規定以外に，先住民族の土地での開発プロジェクトにかかる FPIC 原則を明示的に規定している。その第 32 条 2 項で，国家は「特にその鉱物，水その他の資源の開発，利用または採掘に関連した先住民族の土地もしくは領土および他の資源に影響する，すべてのプロジェクトの承認に先立ってこれらの者の自由なインフォームド・コンセントを得るために，関係する先住民族と，その代表制度を通じて協議し，誠実に協力する」こととされる（United Nations General Assembly 2007）[3)]。

3.3　2001 年ワークショップ

2000 年の人権小委員会決議に基づき 2001 年 12 月に国連人権高等弁務官事務所が「先住民族，民間セクターの天然資源，エネルギーおよび鉱山開発企業と人権」に関するワークショップを開催した。このワークショップでは，民間セクターのプロジェクトによる開発の際の，先住民族共同体との事前，実施期間中および事後の協議，利益の配分ならびに紛争解決という 3 つの問題について議論された（United Nations Commission on Human Rights 2002）。

ワークショップの結論では，先住民族の生き残りと将来のために経済的および持続可能な開発が重要であることが確認され，先住民族にとっての発展の権利とは，先住民族自身による開発のヴィジョンと両立する，変化のペースを自ら決める権利であって，「拒否」する権利を含めて当該権利が尊重されるべき，とする（United Nations Commission on Human Rights 2002: 29）。

ワークショップは，先住民族と民間セクターとの協議の際のすべての関係者による FPIC の原則を指針とすべきことを勧告した。そして人権小委員会の先住民作業部会に対して，新基準の設定活動の議題項目にワークショップで扱った問題を含めることや，その指導原則に FPIC 原則および影響する意思決定への先住民族の参加という原則を含めるように勧告した。さらに世銀へは，借受人および顧客が先住民族の権利を尊重し，先住民族に影響する投資，融資，保証およびプロジェクトでの FPIC を義務付ける内容の業務政策文書を採用するように招請した（United Nations Commission on Human Rights 2002: 29, 30–31）。

3.4　2003 年ワークショップ

2002 年 9 月，持続可能な開発に関する世界首脳会議がヨハネスブルクで開催されて，同会議において持続可能な開発に関する政府間宣言（ヨハネスブルク宣言）が採択された。同宣言で，参加した首脳は「持続可能な開発における先住民族の決定的に重要な役割を再確認」した（大沼他 2007）。一方で，先住民族団体は同年 8 月に南アフリカのキンバレーでこのテーマでの会議を開き，宣言を採択した（United Nations Commission on Human Rights 2003b: Appendix I）[4]。その中で先住民族は，土地および自決の権利，影響を受ける民族の FPIC などの諸原則に従い，国際機関，政府，民間セクターおよび企業との間で，人間および環境面の持続可能性の達成を目的にしたパートナー関係に入る意思があることを宣言した（United Nations Commission on

Human Rights 2003b: Appendix I）。また宣言の履行プランの中で，政府および企業が先住民族の自決権と鉱山開発に関するFPICの権利を承認し，尊重するまでは鉱山開発活動の一時停止を要求すること，先住民族の土地，領土または共同体に影響する国家または多国籍企業の活動に対するFPICを含めた，先住民族の権利を支持する企業のアカウンタビリティに関する法的に拘束力のある条約の採択を支持することを定めた（United Nations Commission on Human Rights 2003b: Appendix II）[5]。

こうした背景で国連人権高等弁務官事務所は，2003年2月にヨハネスブルク・サミットの技術的なフォローアップとして「先住民族と持続可能な開発」に関してのワークショップを開催した。このワークショップでは結論として同年の先住民作業部会に対して，キンバレー宣言・履行プランでなされた勧告事項を議論し，特にFPICの概念などについての指針づくりを新たな基準設定活動に含めるよう，招請した（United Nations Commission on Human Rights 2003b）。

3.5　国連先住民作業部会

3.5.1　予備作業文書

2003年の先住民作業部会はFPIC原則について議論し，先住民族の土地および資源に影響する開発との関係でのFPIC原則についての法的な評釈（コメンタリー）の起草作業を始めることと，将来の基準設定活動のたたき台となる予備的な作業文書を同部会のIulia-Antoanella Motoc委員が作成することを決定し，文書づくりに政府および先住民族団体が協力するよう招請した。また同部会は，先住民族の土地での民間セクター企業による開発との関連で，先住民族共同体の文化と伝統およびFPIC原則が尊重されるための指針の作成を目的とした，先住民族，鉱山会社および人権についての第二次ワークショップの開催を，人権高等弁務官事務所に招請した（United Nations Commission on Human Rights 2003c: 23）。

この作業部会の決定を踏まえて同年，人権小委員会はMotoc委員に対して予備作業文書を作成し次回の作業部会に提出することを招請し，人権高等弁務官事務所へは前記のワークショップ開催を招請することなどの決議を行った（Sub-Commission on the Promotion and Protection of Human Rights 2003）。

2004年，Motoc委員はフィリピンの先住民族団体であるTebtebba Foundationと共同して作業部会に予備作業文書を提出した（United Nations Commission on Human Rights 2004a: 1–14）。

この文書は，国際法および国内法でのFPIC原則を分析し，「自由」「事前」「同意」

という用語の具体的な内容を整理し，法的評釈を起草する際の提案をまとめたものである。同原則にかかる国際法として，ILO 条約，国連宣言案，前述の 2001 年ワークショップの結論のほかに，人種差別撤廃委員会の一般的勧告，米州人権委員会やアフリカ人権委員会の判例，人権小委員会が採択した「多国籍企業の人権規範」，世界ダム委員会の報告書などを参照し，国内法ではフィリピンの立法を分析した（United Nations Commission on Human Rights 2004a: 3–6）。

一方で FPIC 原則の構成概念についての解釈が示された。

「自由」については，強制または操作によって得られた「同意」は無効だということであり，「同意」が真に自由のものかどうか検証できる仕組みが必要だ，とする。「事前」というのは，国家または第 3 者が認可する前もしくは企業による操業の開始より十分時間のある前の時点で，インフォームド・コンセントを追求されるべきである，とする。

「十分に情報を得た」（インフォームド）というのは，先住民族との協議およびその参加の手続きであり，提案された開発について全面かつ法律上正確な情報の公開を，影響を受ける先住民族・共同体が利用可能で理解できる形態で行うこととされる。そして公開されるべき情報の中には，（1）提案された開発または活動の性質，規模および範囲，（2）建設段階を含めた開発または活動の存続期間，（3）影響を受ける地域の確定，（4）開発の影響について予備的な評価，（5）開発の理由・目的，（6）開発プロセスの建設および操業段階で関与する人員（地元民，研究施設，出資者，取引相手，パートナー，可能なら第 3 者，受益者も），（7）開発・活動の具体的な手順，（8）潜在的リスク（例えば，聖地への立ち入り，環境汚染，重要な場所の部分的な破壊，飼育場への公害），（9）現実的に予測可能な全体的影響（例えば，商業，経済，環境，文化面での），（10）第 3 者の関与の条件，（11）誤ったまたは虚偽の情報の提供は，ペナルティの賦課または開発の進行についての「同意」の拒否をもたらすことという諸項目が含まれている。

「同意」というのは，プロジェクトの事前評価，企画，実施，監視および終了のすべての段階での協議ならびに意味ある参加を伴うことであり，協議と参加自体が「同意」の基本的な構成要素である，とされる。提案の全部，その一部の構成部分，FPIC 原則運用のため付け加わった条件について，合意を達成するための交渉が伴うこともありうる。そのすべての時点で先住民族は，自ら自由に選んだ代表を通じて参加する権利および協議ならびに参加に関連して特別な措置を必要とする個人，共同体または他の実体（entities）を特定する権利を有する。また自ら選択した弁護士を含む助言者

のサーヴィスを確保し，利用する権利も有する（United Nations Commission on Human Rights 2004a: 6–7）。

影響を受ける民族または共同体に代わって「同意」を表明する実体が誰かを特定する必要があるが，それは問題の活動によって変わる。

ある場合には関係慣習法に基づき特定の共同体での伝統的な自治機関が同意を付与しまたは撤回する実体となる。他の場合には，全体としての先住民族であるか実体の組み合わせである。

影響を受ける民族または共同体が受け取った情報を理解し，追加的な情報または補足を要請し，助言を求め，条件を決め，交渉するのに十分な時間を確保し，あわせて当該手続きが，同意を求めるプロジェクト推進者に対して不当な障害とならぬよう確保する上で，同意のための手続きには時間的な限界を設ける必要がある。（適切な時間量は，影響を受ける人間，共同体，民族の数，提案された操業の複雑さ，提供されまたは要求される情報量によって変わる。）ただし必要な時間量とは無関係に，あらかじめ決められており，明確に了承された期限が不可欠である。

FPIC は，同意を与えられた特定の事業に向けられたものであり，一連の活動に対し同意を初期に与えてよいが，活動の変更があるときには新たな同意の要請が必要となる。

FPIC 原則の運用に成功するかどうかは，先住民族の権利，特に土地，領土および資源の権利の明確な承認と保護による。

開発事業の利益，コスト，影響の範囲を知るには，影響評価に先住民族が全面的かつ効果的に参加することを確保すべきである。影響評価への参加・協働が，影響の回避，最小限化，緩和のための措置を提案する目的から，経済，環境，社会，文化および精神上の影響を共同して決める前提条件となる（United Nations Commission on Human Rights 2004a: 8）。

次にこの原則に関する法的評釈のなかに盛り込むべき要素について，以下の諸点が示されている。法的評釈に含まれる指針は，実際的で簡潔なものでなければならない。FPIC 原則の履行に関する単一の処方箋はないが，原則を行使する上での中核となる要素はこの報告書に定めるとおりである。不適切な開発を拒否することも要素の一つである。FPIC 原則の確立の効果的な方法は，国内法で原則を認めて実施のための法令をつくることである。同原則に沿って交渉し合意したものは，裁判所にて法的に執行可能とすべきである。

この原則の適用上，実体的および手続き的な要件を満たす責任は政府および開発業

者にある。そしてこれらの者はこの責任を「適切な注意義務」でもって果たす必要がある（United Nations Commission on Human Rights 2004a: 8–9）。

以上を踏まえて予備作業文書は作業部会に対して，国際法と国際人権法，判例および国内法のなかで FPIC 原則が認知されていることの包括的な分析を行うよう勧告した。また人権小委員会に対して，各国政府が国内法上どのように原則を実行しているのかを調査するよう提案し，かつ FAQ を準備し，原則にまつわる誤った解釈に対処すること，政府が人権促進の義務の一部としてこの原則を支持，尊重するよう求めることを勧告した（United Nations Commission on Human Rights 2004a: 9）。

2004 年の作業部会では，予備作業文書に関する議論が行われた（United Nations Commission on Human Rights 2004b）。

まず FPIC 原則の位置づけであるが，多くの参加者の意見によると FPIC に対する権利は自決権と切り離すことができないつながりを持つこと，同意を与えない権利がなければ先住民族は自由に経済，社会および文化的発展を決定できる権利を行使することができない，とする。また先住民族団体の一部は，FPIC 原則との関連で前述した世銀の政策文書について，特に同意に代えて協議を定めることの問題を指摘した。一方で世銀は前述した採掘産業の見直し作業に言及し，プロジェクトへの広範な共同体による支持につながる，自由かつ事前の，情報を受けた協議に関する規定が提案されていることを説明した。世銀代表は当時進行していた新先住民族政策文書についての内部的な討議に，予備報告書を反映させるつもりであることを述べた。

これにたいして Motoc 委員からは，「協議」が「同意」よりは弱い概念であって，関係する先住民族共同体による合意を必ずしも意味しない，との指摘がなされた。提供される情報に関して先住民族の側からは，プロジェクトが先住民族共同体に及ぼす短期的および長期的な影響に関し「偏らない情報」にアクセスできるかどうかが，原則の実施が効果的であるかどうか決めるのであり，地元のニーズを評価する手続きを，関係者の参加を確保しつつプロジェクトの各段階で実施すべきという意見が出た。同意を与える地位について先住民族の参加者からは，関係する慣習法の下で代表できる権限を認められた機関によってのみ同意を得られる，との指摘がなされた。

こうした論議のあと作業部会は，Motoc 委員と Tebtebba Foundation に対して次の会期に FPIC 原則に関する指針案を作成し提出するよう決定した（United Nations Commission on Human Rights 2004b: 23）。

3.5.2　補充作業文書および指針案

2005 年，Motoc 委員と Tebtebba Foundation は，FPIC 原則の履行における指針案を載せた補充作業文書，「FPIC 概念に関する法的評釈」を作業部会に提出した（United Nations Commission on Human Rights 2005a）。

この文書の序論部分で FPIC 原則の位置づけと補充作業文書のねらいが記されている。FPIC 原則は作業部会以外にも前述の先住民族の人権に関する特別報告者により，また先住民族問題に関する常設フォーラムなどの国連機関でも議論されてきた。さらに国内法になっている場合もある。そこで本文書は，この「権利」が先住民族による社会的，環境的な正義と人権の追求に関連し適用されるべき基準として「進化および凝集」したと位置づける。

次に，この補充作業文書は，指針案起草の目的を以下のように説明する。

（1）国際法，国際人権法，判例，国内法における FPIC 原則の認知について概観することにより，有用な参考資料として役立てる。（2）国際的な人権機関や各国政府の最近の決定事項にあたることで FPIC 原則の意味および適用について精緻なものにする。（3）こうした決定事項は先住民族の権利を尊重する国家の義務について内容をさらに精緻なものにする。（4）国際法，契約法および国家実行での FPIC 行使に含まれる実体的および手続き的な要素から教訓となるものを引き出し，原則尊重の最善の方途をさぐる。そして（5）指針案と法的評釈は，既存の法令や判例の枠内だけでなく，「多様性，平等と非差別，自決および人権の尊重」に基づいた先住民族との公平で永続する関係の構築という価値を達成するための「継続する意思決定の制度」としての国際法に準拠するという（United Nations Commission on Human Rights 2005a: 4）。

次に補充作業文書は，前述した世銀の採掘産業に関する見直し最終報告や新しい先住民族政策など新たな動向を含め FPIC 原則に関する国際法と国内法文書を分析した。

さらに作業文書は，FPIC に内在する実体的および手続き上の権利を分析する。その第 1 の権利は自決権であり，国際人権規約共通第 1 条に根拠付けられる。この場合に自決権は独立国家の形成だけを意味するのではなくて，「国家および他の人民との関係の性格と程度を自由に決め，自らの文化および社会組織を維持し，自らの選好，価値および願望に従い発展を決め，天然の富および資源を自由に処分できる権利」として把握される。

第 2 は，土地権および天然資源に対する恒久的主権である。これは規約の第 1 条 2

項に基礎付けられ，また先住民族による天然資源に対する恒久的主権についての人権小委員会特別報告者 Erica-Irene Daes の報告書でも扱われている。またこれらの権利は，米州人権裁判所および同委員会の判例でも認められているとする。

第 3 は，集団としての先住民族による選択権とこれに対応する国家の協議義務である。これは権利保有者としての先住民族が，開発についての可否（FPIC を与えるかどうか）を決定するということであり，個人による参加権とは区別されるとする。

第 4 は，条約上の権利についての FPIC の適用である。先住民族と国家との間の条約を解釈し，条約上の義務を履行する際に当事者の「同意」が基礎となる。国際人権条約の条約機関が示した最終見解の中には，国家が条約上の権利を一方的に廃止することに懸念を表明し，意思決定への先住民族の効果的参加と情報を受けた上での同意を確保すべきだとの勧告を行っている。

第 5 は，FPIC にかかる諸権利は国家主権と両立することである。これは FPIC と国家主権が卓越する分野（eminent domain）との抵触で後者が優先するという主張に対するものであって，主権が国際人権法上の義務により制限を受けるという（United Nations Commission on Human Rights 2005a: 9–14）。

以上を踏まえて補充作業文書は以下の指針案を示す。

実体的には FPIC 原則は先住民族の自決権に基づき，またこの権利に対応して行使される政治的地位の自由な決定，経済，社会，文化的発展の自由な追求，天然の富および資源の恒久的主権という相互に関連した諸権利のことである。これらの権利は土地，領土および天然資源に対するものであるほかに，条約上の関係についてと，第 3 者がインフォームド・コンセント原則に基づいて先住民族との間に「対等で敬意を伴う」関係に入ることを先住民族が義務付ける権限へも適用される。そして手続き上は，開発の道筋について先住民族による「意味のある有権的な選択」を可能にするとともに支持する手続きを同原則が義務付けているという（United Nations Commission on Human Rights 2005a: 15）。

先住民族の土地および天然資源に影響する開発プロジェクトとの関連で FPIC 原則を尊重することは，以下を意味するので重要だとされる。第 1 に，開発を選択する上で，先住民族が強迫や圧力を受け，または脅かされない。第 2 に，開発の認可および操業開始に先行して先住民族の同意が求められ，自由に同意が行われる。第 3 に，提案された開発の土地，資源および福利に与える影響とその範囲について，完全な情報を先住民族が持つ。第 4 に，開発に対して同意を与えたり，差し控えたりする上での先住民族の選択が支持され，尊重される（United Nations Commission on Human Rights

2005a: 15）。

さらに人権に基礎を置いた開発のモデルが参加型開発のアプローチに総合的な枠を提供することを作業文書は指摘し，こうした原則からは次のような規範や意思決定の手続きを策定することが要請されるとする。第 1 は，民主的で説明責任を果たし，かつ公衆の信頼を得るべきである。第 2 は，関係当事者が透明性のある公開の仕方で，誠実に交渉する意志を持つとの前提による。第 3 は，政治過程での不均衡を対処して，弱者の権利と利益を保証する。第 4 は，女性の参加とジェンダー上の公平を促進する。第 5 は，特定事業の実施で権利に影響を受ける者の事前のインフォームド・コンセントに導かれる。第 6 は，関係当事者の間での交渉による合意を達成する。第 7 は，遵守を監視し被害を救済するための，明確で実施可能な制度的取り決めをつくる（United Nations Commission on Human Rights 2005a: 15–16）[6)]。

2005 年の作業部会は，補充作業文書を審議した。

そこでは，同意にかかる決定を先住民族の伝統的な意思決定手続きに従い関係共同体が直接行うことと，この手続きに伴う時間的な制約を全面的に尊重することの重要性が指摘された。また FPIC が権利として認められているがその実施のための最善な方法がはっきりしていないとの指摘もあった。そこで Tebtebba Foundation の代表は，この文書を背景文書として用いることと，次の措置として作業部会に寄せられる最善の事例から法原則・指針を引き出すとの意見を表明した。

そこで作業部会は小委員会に対して，人権高等弁務官事務所を通じ各国政府が開発にかかる FPIC 原則の実施の最善事例に関する情報を次期の作業部会へ提供することを招請するよう勧告した。また作業部会は 2 つの作業文書と原則実施の最善事例についての国家からの情報に基づき人権高等弁務官事務所が出版物の草案を作成するよう招請し，またこれを次期の作業部会で検討することを決めた（United Nations Commission on Human Rights 2005b: 24）。

3.6　先住民族問題常設フォーラム

2005 年 1 月，国連経済社会理事会の補助機関である「先住民族問題に関する常設フォーラム」が「FPIC と先住民族に関する方法論」をテーマとしたワークショップを開催した（United Nations Commission on Human Rights 2005c）。

このワークショップの狙いは，前述の作業部会のような新しい基準の設定ではなく，FPIC 原則が最もよく尊重されるための「現実的で簡明な」方法を探るということにあった。ワークショップの構成は，FPIC 原則についての考え方の概観，国際開

発援助機関の援助政策にかかる政策枠組みとの関連，知的所有権や伝統的知識など特定の作業分野に関係する FPIC，そして国内および国際レヴェルで FPIC が適用された事例の分析であった。

ワークショップの結論として以下の諸点が示された。

第 1 に，FPIC にかかる方法について「共通の理解に向けた進展」がみられたことと，人権に基盤を置く開発というアプローチをとる，国連の援助機関の機関横断的な政策が弱者の意味ある参加を促すこと，ILO 条約，生物多様性条約，国際人権条約の機関の判例などが FPIC の法的基礎となることが表明された。

第 2 に，FPIC が先住民族の自決権行使および土地，領土ならびに資源に対する権利と不可分の関係にあることが認識された。

第 3 に，FPIC が「進化する」原則であって，その発展が多様な現実に適応すべきであることが提案された。多くの先住民族代表からすると，FPIC の手続きにより同意を与えるか与えない結果となるが，適切な仕組みで行われる限り，結果の善し悪しまたはあらかじめ内容を決めてかかるべきでないという。そして国際的，国内的な基準と実行，判例などから FPIC 原則の「共通した実際的理解」に向け次のような関連する分野や要素が出現しているという（United Nations Commission on Human Rights 2005c: 10）。

まず FPIC の妥当する関連分野として，（1）聖地を含む，先住民族の土地および領土（考古学的な調査などの踏査，開発および利用行為も含む），（2）国家と先住民族との間で締結される条約そのほかの合意，（3）先住民族の土地または（および）資源の踏査，開発および利用につながる，先住民族の地域における採掘産業，環境保全，水力発電そのほかの開発および観光活動（ただし，これらの活動に限られない），（4）同様にその踏査，開発および利用につながる，生物資源と遺伝子資源を含む天然資源，または（および）先住民族の伝統的知識へのアクセス，（5）先住民族共同体に向けられたものか，または直接対象にしてはいないものの影響を及ぼす可能性のある開発行為で，その事前評価，企画，実施，監視，評価，終結のすべてのプロジェクト・サイクルを包含するもの（ただし，これらの段階に限定されない），（6）先住民族の領土において実施されるプロジェクトの影響調査を行う，国連の専門機関そのほかの政府間組織，（7）先住民族に関するものまたは影響する政策および立法，（8）子どもを引き離すか，先住民族の伝統的領土からの立ち退き，避難または転住につながる政策またはプログラム，という諸項目がある（United Nations Commission on Human Rights 2005c: 11）。

次にFPICの共通した理解にかかる要素として，何を，いつ，誰が，どのような方法で行い，その手続き・仕組みをどうするかという各要素に分けて整理する。

まず「何を」について，FPICの各構成要素の具体的説明にあたる。

「自由」というのは，強制，脅しまたは操作のないことである。「事前」とは，同意を活動の認可または開始よりも十分に前の時点で求めることを意味し，先住民族との協議・コンセンサスを行う時間的な要件を尊重することである。「十分な情報を得た」とは，すくなくとも以下の諸側面を扱う情報が提供されるという意味である。すなわち，(1) 提案されたプロジェクトまたは活動の性格，規模，ペース，撤回可能性および範囲，(2) プロジェクトまたは（および）活動の理由または目的，(3) 存続期間，(4) 影響を受ける地域の特定，(5) 予防原則を尊重するとの文脈で，潜在的な危険および公正で公平な利益配分を含めた，経済的，社会的，文化的および環境への影響についての予備評価，(6) 提案されたプロジェクトに関与する人員（先住民族，民間セクターの職員，研究施設，政府職員そのほかを含む），(7) プロジェクトの実施の手順である。

「同意」については，次のとおりである。

同意の手続きでは，協議と参加が構成要素である。協議は誠実に実施されるべきである。当事者は，誠実な相互の敬意という雰囲気および全面的で公平な参加の下で，適切な解決を見出すことのできる対話の場をつくる。協議には利害当事者間で意思疎通を行うための時間と効果的な仕組みが必要である。先住民族は，自ら自由に選んだ代表および慣習上そのほかの機関を通じて参加できるべきである。ジェンダーの視点および先住民族の女性の参加ならびに適切な場合に先住民族のこどもと青年による参加が不可欠とされる。この手続きには，同意を差し控えるという選択肢を含むことができる。協定にいたる同意は，先住民族が合理的に理解した解釈に従う。

次に「いつ」ということについては，FPICは，活動の認可または開始の時点より十分前に求められるべきであり，プロジェクトの事前評価，企画，実施，監視，評価および終結の各段階での先住民族自身による意思決定手続きに配慮することとされる。

「誰が」ということに関して，先住民族には，影響を受ける民族または共同体に代わって同意の意思表明ができる代表機関を特定する必要がある。FPICの手続きで先住民族，国連機関および政府は，ジェンダー間の均衡を確保し，妥当な場合にこどもと青年の見解も考慮する必要がある。

「いかなる方法で」については，情報は正確であるべきでかつ先住民族が完全に理解する言語によるものを含め入手可能で理解できる形式で提供されるべきであり，情

報の配布で用いる様式は，先住民族の口承伝統および言語を考慮するべきとされる。

手続き・仕組みについては，次のように指摘できる。すなわち，（例えば国内機構の創設のような）以上の FPIC の内容を検証するための手続き・仕組み（監督や救済の仕組みを含む）を作るべきである。提案された協定・開発・プロジェクトを議論する際に，FPIC 手続きのすべての関係者には平等な機会があたえられるべきとされる。「平等な機会」とは，共同体が先住民族言語を用いて全面的かつ意味のある議論を行えるための財政的，人的および物質的な資源への平等なアクセス，または独自の民族としての発展に積極的もしくは消極的な影響を与え，または領土もしくは（および）資源に対する権利に影響する，いかなる協定またはプロジェクトに関して，そのほかの合意した手段を用いることを意味する。FPIC は，異議申し立ておよび独立した再検討の手続きを設けることで強化されうる。FPIC の要素が尊重されなかったという決定により，同意の撤回がなされうる。民間企業を含めてすべての関係者がこれらの要素に適切な配慮を行うよう勧告される。FPIC 実施に当たり困難な問題があるとしても，手続きで得られた好ましい結果のほうが問題点よりもはるかに重みがあると，ほとんどの参加者が認識したとされる（United Nations Commission on Human Rights 2005c: 11–13）。

以上の結論を踏まえてワークショップは，他の機関での FPIC に関する議論とプロセスを常設フォーラムが調整する役割を果たすこと，先住民作業部会が今回のワークショップの結論と勧告を考慮に入れ常設フォーラムと協議することと作業部会での基準作りの作業が完了した後に結果を常設フォーラムへ送付するように要請すること，先住民族によるこの問題に関する議論への参加を促進し，その能力構築のため政府，国際機関，民間セクターが協力すること，そして常設フォーラムと協働する「先住民族問題に関する国連機関間の支援グループ」が FPIC に関するものを含めた先住民族関係のハンドブックを作成すること，FPIC 原則に関する最近の事例研究を行い常設フォーラムが良好な実施例に関するハンドブックを作ることなどの勧告を行った（United Nations Commission on Human Rights 2005c: 13–15）。

2005 年 5 月の常設フォーラムはワークショップの報告に留意して，国連機関および政府間機構とプロセスが FPIC について政治的な発展および履行を引き続いて促進し，その際に先住民族自身の開発の視点，人権および法的多元主義の尊重に配慮すること，加盟国，政府間機構，国際金融機関および民間セクターが先住民族に影響する問題のすべてにおいて FPIC 原則を尊重し，堅持すること，先住民族に関係した実践において世銀がワークショップの成果を指針として利用すること，などを勧告した

（United Nations Commission on Human Rights 2005d: 6, 13, 22）。

4　結語

2000 年の生物多様性条約第 5 回締約国会議は，「先住民族および地域社会により伝統的に占有または利用されている聖地，土地または水域において実施が提案され，もしくは影響を与える可能性のある開発行為に関する，文化，環境および社会上の影響評価実施のための Akwe: Kon 自発的指針」を採択した（The Secretariat of the Convention on Biological Diversity 2004）。

この指針において開発行為の影響を評価する際に考慮すべき要件のひとつに，「影響を受ける先住民族および地域社会」による事前のインフォームド・コンセントが明文で規定された。すなわち，国内法制が先住民族および地域社会の事前のインフォームド・コンセントを要件とする場合に，評価手続きはこの事前のインフォームド・コンセントがすでに得られたかどうか考慮すべきである。評価手続きの種々の段階に対応した事前のインフォームド・コンセントは，（1）先住民族および地域社会の権利，知識，工夫および慣習，（2）適切な言語および手順の使用，（3）十分な時間の割り当てと精確で，事実に基づき法的に正しい情報の提供を考慮すべきである。また，初期の開発の提案に対する修正には，影響を受ける先住民族および地域社会の追加の事前のインフォームド・コンセントを必要とする（The Secretariat of the Convention on Biological Diversity 2004: 21）。

次に地域的な人権保障機構においても，先住民族と開発問題に関わる事例が審議され，FPIC 原則に言及するものが出てきていることが注目される。

第 1 は，Mayagna (Sumo) Awas Tingni Community 対ニカラグア事件である。ニカラグアの先住民族共同体の土地での企業による開発行為そして政府の認可について米州人権委員会は 1998 年報告のなかで次のように認定した。「Awas Tingni 共同体の同意なしに，その土地での道路建設および森林伐採活動を実施する SOLCARSA 社に開発認可を与えたことにより，ニカラグア政府は米州人権条約第 21 条に規定された財産権を侵害した責任がある」（Organization of American States 2001）。

同様に，ベリーズの先住民族共同体の土地での企業による開発について米州人権委員会は 2000 年報告で次のように認定した。マヤ系民族が伝統的に占有し利用してきた土地につき，画定し，線引きを行い，公式に共同体の財産権を認知する効果的な措置をとることをせず，また「マヤ系民族との協議ならびにインフォームド・コンセン

トなしに」その土地に属する財産および資源を第 3 者に利用させる森林伐採・石油開発の認可を与えることで，国家は米州人権宣言第 23 条の財産権および第 2 条の平等権を侵害した（Organization of American States 2004）。

次は，Mary and Carrie Dann 対米国事件である。先住民族が先祖伝来の土地で家畜飼育を行うことに対して米国の連邦政府が介入し，その土地での第 3 者による金鉱踏査を黙認したとして争った事件につき，米州人権委員会は 2002 年報告で次のように認定した。米州人権宣言の関連規定からは，「伝統的な土地および資源の占有および利用について個々の民族が有する集団的利益と，平等で公正な補償が伴う条件のもと完全なインフォームド・コンセントがある場合を除き，この利益を奪われないという権利とを認知することを確保するために特別の措置をとる」ように国家に求められる。また先住民族が伝統的に権原（native titles）を保持または占有し利用してきた土地に対して有する利益の程度を「国家が決定する際には，関係する先住民族共同体全体の完全なインフォームドで相互の同意を得る手続きに基づくこと，そして共同体の全構成員が当該手続きの性格と帰結について完全で正確な情報を得ていることと個別にまたは集団として効果的な参加の機会を提供されていること」を国家が確保する義務がある，とする（Organization of American States 2002）。

さて以上の分析から，結論として何を導くことができるのか。

国際法上，先住民族に影響する決定において当該民族の「全面的で効果的な参加」を確保することが基本的な原則として認められてきた（ウィーン宣言・行動計画，大沼 2007）[7]。この「参加」という次元に加えて，先住民族による自決の権利の行使という別の次元を包含したのが，FPIC 原則である。

特に先住民族に影響する「開発」において，先住民族自身が「開発」のあり方について選択を行うこと，そして「開発」の他の利害当事者が，これを権利として認知し尊重することが求められる。その手続き面での具体的な内容は，国連での議論と実際の事例での国家実行を踏まえ確立し進展することになろう。つまり内容を解釈する上で，本稿で紹介した国際人権法（条約，宣言など）の規定や実施の実例が一定の判断枠組みを提供することになるのである。

（記）本研究は，平成 18 年度の民博共同研究会「開発と先住民族」の研究成果の一部である。

注

1）同報告書での「大規模開発プロジェクト」とは,「民間および（または）公共の国内もしくは国際資本による投資プロセスであって，特定地域の物理的なインフラストラクチュアの建設または改良，土地に対する利用および財産権の変更を伴うような長期間にわたる生産活動の転換，地下資源を含む天然資源の大規模な開発，都市センター，製造および（または）鉱山施設，発電施設，採掘および精錬施設，観光開発施設，港湾施設，軍事基地ならびに類似の施設を建設する目的のもの」をいう（United Nations Commission on Human Rights 2003a: 5）。
2）この報告書についての文献として，MacKay（2004）がある。
3）人権理事会は，2006 年の国連総会決議 60/251 で創設された総会の補助機関である。国連加盟国から総会の過半数により選挙された 47 カ国で構成され，すべての国の人権状況について定期的に審議する任務を負う。2006 年 6 月 29 日人権理事会は，賛成 30 カ国（日本を含む），反対 2 カ国，棄権 12 カ国（欠席 3 カ国）で人権委員会作業部会の議長提案を採択して，国連宣言案を総会へ採択のために付託する決議を行った。2007 年 9 月 13 日，総会は一部修正の上この宣言を採択した。なおこの宣言は，強制移住の禁止に関する第 10 条，文化的伝統・慣習に関する第 11 条 2 項，先住民族に影響する立法・行政措置に関する第 19 条，有害物質の貯蔵または投棄に関する第 29 条 2 項，土地，資源および資源の回復に関する第 28 条 1 項にも FPIC 原則を定めている。
4）付属書 I の The Kimberley Declaration による。
5）付属書 II の Indigenous Peoples Plan of Implementation on Sustainable Development による。
6）なお作業文書は，原則にかかわる最善の事例として，医学研究，生物資源の利用と利益配分，有害廃棄物の越境移動に関するバーゼル条約の事例を挙げている（United Nations Commission on Human Rights 2005a: 16–19）。
7）世界人権会議が採択したウイーン宣言および行動計画第 20 項。「国は，社会のあらゆる側面，とくに先住民にとっての関心事項に先住民が完全かつ自由に参加することを確保する。」（大沼保昭他「国際条約集」2007 年版より）

　1997 年人種差別撤廃委員会の先住民族に関する一般的勧告第 4 項（d）において，同委員会は当事国に対して「公共生活への効果的参加に関する先住民族の構成員の平等な権利を確保し，ならびにその権利および利益に直接関わる決定を，そのインフォームド・コンセントなしに行ってはならないことを確保する」よう求める（Committee on the Elimination of Racial Discrimination 1997）。

文　　献

和文

岩崎・グッドマン・まさみ
　2005「イヌビアルイト」綾部恒雄監修　富田虎男・スチュアートヘンリ編『講座世界の先住民族――ファースト・ピープルズの現在　第 7 巻北米』pp. 223–246，東京：明石書店。
大沼保昭他
　2007『国際条約集 2007 年版』東京：有斐閣。
国際協力機構
　2004『JICA 環境社会配慮ガイドライン 2004 年 4 月』東京：国際協力機構，（http://www.jica.go.jp/environment/guideline/index.html）。
国際協力銀行
　2002『環境社会配慮確認のための国際協力銀行ガイドライン平成 14 年 4 月』東京：国際協力銀行，（http://www.jbic.go.jp/japanese/environ/guide/kankyou/index.php）。

世界銀行
1993 「世界銀行業務マニュアル：業務指令 4. 20, 先住民族」柳下美咲訳, 国立国会図書館調査立法考査局編『外国の立法』32(2/3): 32–38。
マヌエラ・トメイ, リー・スウエプストン
2002 『先住民族の権利　ILO 第 169 号条約の手引き』苑原俊明・青西靖夫・狐崎知己訳, 東京：論創社。

欧文

Berger, Thomas
1988 *Northern Frontier, Northern Homeland: The Report of the Mackenzie Valley Pipeline Inquiry* (revised edition), Toronto: Douglas and McIntyre.
Committee on the Elimination of Racial Discrimination (CERD)
1997 General Recommendation No. 23: Indigenous Peoples, 18/08/97. New York: UN.
MacKay, Fergus
2004 Indigenous Peoples' Right to Free, Prior and Informed Consent and the World Bank's Extractive Industries Review. *Sustainable Development Law and Policy* 4 (2): 43–65.
Organization of American States
2001 The Mayagna (Sumo) Awas Tingni Community v. Nicaragua, Judgment of August 31, 2001, Inter-Am. Ct. H. R. (Ser. C) No. 79 (2001), Para 142.（ミネソタ大学人権図書館データベース http://www1.umn.edu/humanrts/iachr/AwasTingnicase.html）
2002 Mary and Carrie Dann v. United States, Case 11.140, Report No. 75/02, Inter-Am.C. H. R., Doc.5 rev.1 (2002), Para 131.（ミネソタ大学人権図書館データベース http://www1.umn.edu/humanrts/cases/75-02a.html）
2004 Indigenous community of the Toledo District v. Belize, Case 12.053, Report No. 40/04, Inter-Am. C. H. R., OEA/Ser.L/V/II.122 Doc.5 Rev.1 (2004), Para 5 and Para 194.（ミネソタ大学人権図書館データベース http://www1.umn.edu/humanrts/cases/40-04.html）
Sub-Commission on the Promotion and Protection of Human Rights
2003 (Sub-Commission) Resolution, 2003/29. New York: UN.
The Secretariat of the Biological Diversity
2004 *Akwe: Kon Voluntary Guidelines for the Conduct of Cultural, Environmental and Social Impact Assessments Regarding Developments Proposed to Take Place on, or Which Are Likely to Impact on, Sacred Sites and on Lands and Waters Traditionally Occupied or Used by Indigenous and Local Communities*. Montreal: Secretariat of the Convention on Biological Diversity.
United Nations Commission on Human Rights
2002 *Report of the Workshop on Indigenous Peoples, Private Sector Natural Resource, Energy and Mining Companies and Human Rights, E/CN.4/Sub.2/AC.4/ 2002/3*. New York: United Nations Economic and Social Council, UN.
2003a *Report of the Special Rapporteur on the Situation of Human Rights and Fundamental Freedoms of Indigenous Peoples, E/CN.4/2003/90*. New York: United Nations Economic and Social Council, UN.
2003b *Workshop on Indigenous Peoples and Sustainable Development: Technical Follow-up to the World Summit on Sustainable Development, E/CN.4/Sub.2/AC.4/2003/10*. New York: United Nations Economic and Social Council, UN.
2003c *Report of the Working Group on Indigenous Populations on Its Twenty-First session, E/CN.4/Sub.2/2003/22*. New York: United Nations Economic and Social Council, UN.
2004a *Preliminary Working Paper on the Principle of Free, Prior and Informed Consent of Indigenous Peoples in Relation to Development Affecting Their Lands and Natural Resources that Would Serve as a Framework for the Drafting of a Legal Commentary by the Working Group on this Concept, E/CN.4/Sub.2/AC.4/2004/4*. New York: United Nations Economic and Social Council, UN.
2004b *Report of the Working Group on Indigenous Populations on Its Twenty-Second Session, E/*

CN.4/Sub.2/2004/28. New York: United Nations Economic and Social Council, UN.

2005a *Expanded Working Paper Offering Guidelines to Govern the Practice of Implementation of the Principle of Free, Prior and Informed Consent of Indigenous Peoples in Relation to Development Affecting their Lands and Natural Resources, E/CN.4/Sub.2/AC.4/2005/WP.1.* New York: United Nations Economic and Social Council, UN.

2005b *Report of the Working Group on Indigenous Populations on Its Twenty-Second Session, E/CN.4/Sub.2/2005/26*. New York: United Nations Economic and Social Council, UN.

2005c *Report of the International Workshop on the Methodologies Regarding Free, Prior and Informed Consent and Indigenous Peoples, E/C.19/2005/3*. New York: United Nations Economic and Social Council, UN.

2005d *Permanent Forum on Indigenous Issues, Report on the Fourth Session, E/C.19/2005/9.* New York: United Nations Economic and Social Council, UN.

United Nations General Assembly

2007 United Nations Declaration on the Rights of Indigenous Peoples, *A/RES/61/295*, New York: UN.

World Bank

2003 Striking a Better Balance: The World Bank Group and Extractive Industries, *The Final Report of the Extractive Industries Review*, Vol. 1. Washington, D.C.: World Bank.

2005 *The World Bank Operational Manual*, OP4.10, Indigenous Peoples, July 2005. Washington, D.C.: World Bank.